

○国旗の備付けについて（通達）

昭和53年7月1日

海幕総第2662号

改正 昭和56年7月15日 海幕総第3293号〔第1次改正〕

昭和58年3月30日 海幕総第1264号〔第2次改正〕

昭和62年7月7日 海幕総第3479号〔第3次改正〕

昭和63年4月8日 海幕総第1814号〔海上自衛隊地区病院の共

同機関化に伴う通達の一部変更について16項による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

国旗の備付けについて（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、海幕総（文）第3号（36・2・2）は、廃止する。

記

- 1 国旗の制式
 - 2 幅
- 2 付属品
 - 竿頭、竿、三脚架、覆袋等
- 3 国旗を備え付けるべき部隊等の長
 - (1) 長官直轄の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）並びにその直轄部隊のうち、陸上にあるものの長
 - (2) 航空集団及び潜水艦隊の直轄部隊の長
 - (3) 航空群、潜水隊群、開発指導隊群及び教育航空群の直轄部隊のうち、陸上にあるものの長
 - (4) 基地分遣隊長（父島、稚内基地分遣隊長を除く。）、船越基地業務分遣隊長、仮屋磁気測定所長、警備所長及び南鳥島航空派遣隊長
- 4 備付けの要領
 - 部隊等の長の室の適宜の位置に、三脚架により立てるものとする。
- 5 その他
 - 部隊等の長の室に出入する場合の国旗に対する敬礼は行わない。